

大洲市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成25年11月1日
大洲市教育委員会要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し、もって大洲市立図書館（以下「図書館」という。）のサービスの充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、大洲市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）とは、広告を掲載する民間事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）から提供された雑誌の最新号のカバーに当該雑誌スポンサーの広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 雑誌スポンサーの対象となる者は、図書館に所蔵しようとする雑誌の購入費用を負担し寄贈する事業を行っている個人又は団体とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーの対象としない。雑誌スポンサーの決定後において、これらの者に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 大洲市広告事業掲載基準（平成18年11月1日制定。以下「掲載基準」という。）第2条に該当する業種又は事業者

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと館長が認めた者。

(広告の対象)

第4条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、大洲市広告事業実施要綱（平成18年大洲市要綱第71号）第3条各号に該当するもの及び掲載基準第3条に該当するものは対象としない。

(雑誌の種類及び寄贈方法)

第5条 雑誌の種類及び寄贈方法等は別に定める。

(広告の方法)

第6条 広告の位置、規格、表示方法、掲載条件等は別に定める。

(広告の期間)

第7条 広告の掲載期間は年度単位とし、館長が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から年度内最終発刊号の配架期間とする。ただし、期間満了の2月前

までに、図書館又は雑誌スポンサーのいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第8条 雑誌スポンサーの募集の方法は、別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査)

第9条 館長は、雑誌スポンサーになろうとする者（以下「申請者」という。）に対してその可否を決定しなければならない。

2 館長は、雑誌スポンサーになることが適当であると決定した者に対して掲載しようとする広告の内容を記載した資料の提出を求め、審査をしなければならない。

3 館長は、前項の審査の結果、内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載を行おうとする者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(審査会)

第10条 前条第2項の規定に基づき、広告掲載内容について審査を行うため、大洲市立図書館雑誌スポンサー・広告内容審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員長は館長を、委員は館長が必要と認める職にある図書館職員をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた時は、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第12条 館長は、第9条の規定による審査により、適当と認めるときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(雑誌スポンサーへの措置要求)

第13条 館長は、必要があると認めるときは、雑誌スポンサーに対して、次に掲げる事項について、措置を求めることができる。

(1) 広告の内容等に係る協議

(2) 掲載後の事情変更等により、広告内容が第4条の規定に抵触し、又はその

おそれがあると認めるときの広告内容の変更

(広告掲載の停止)

第14条 館長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、掲載中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、寄贈された雑誌の返還その他の補償は、これを行わないものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 第9条第3項の規定による指示に従わないとき。
- (2) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。
- (3) その他スポンサーとして適切でないと館長が判断したとき。

(広告掲載の責務)

第16条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。